

第24回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第24回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成24年1月30日 午後3時00分から午後5時20分まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川委員、板花委員、宇留賀委員、勝野委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員 布施委員、水谷委員、谷委員、宮崎委員、高橋委員、小松委員、唐澤委員 中山委員
5	市側出席者	都市建設部：新家部長、都市計画課：内田課長、横川係長、田中主査、中村主事 監理課：丸山主任、住宅建築課：鎌崎係長、井口係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成24年2月13日

協 議 事 項 等

会議の概要

1. 開会 (事務局)

2. あいさつ (新家部長・藤澤会長)

3. 事務報告

(1) 第23回審議会の議事録・会議録について

- ・文字の変換等において、少し意味合いが違う変換が見受けられる。またホームページの概要書で、毎回統一した記述処理がされていないという事例がある。担当者と庁内のチェック機能があると思うが、留意していただきたい。(委員)

- ・会議録送付後の審議会においてご指摘いただければ修正する。記載内容には今後十分注意し、掲載していく。(事務局)

(2) 第23回審議会事務報告について

- ・豊科都市計画道路 栗ノ木町線、南栗ノ木町線の変更(安曇野市決定)、東町通線の変更(長野県決定)について、事務報告。安曇野市決定を県決定と同じ日に告示(廃止決定)を行う予定を報告。(事務局)

4. 協議案件

(1) 「安曇野市都市計画審議会における採択方法・議事録等について」

説明内容(事務局説明)

- ・都市計画審議会において、審議案件の採決を行う場合、傍聴者を退席させて採決を行う方法をとっていたが、公開の会議という性質上好ましくない。そのため、以下の4例を参考に、委員さんの意見をお伺いしたい。

- ① 意見書の有無にかかわらず、傍聴者在席のまま挙手により決する。
- ② 意見書の有無にかかわらず、傍聴者在席のまま無記名投票により決する。
- ③ 意見書の有無にかかわらず、傍聴者在席のまま、記名投票により決する。
- ④ 反対意見書の提出がない案件については、議長が口頭で異議の有無を確認し、委員から異議がなかった場合は、原案のとおりとして可決する簡易採決方式(議長の口頭による確認)によることとする。また、反対意見書が提出された案件、および反対意見書の提出がない案件でも委員から異議(反対を表明した意見、もしくは異議内容から議長が反対意見と判断するもの)があった場合は、傍聴者在席のまま無記名投票により決する。

- ・安曇野市都市計画審議会における議事録等について、審議会での議事録等は「審議案件の議事録」と「協議・調査・報告案件の会議録」の2部構成になっている。市民への情報周知をどのように行っているのかという点「安曇野市附属機関等の会議の公開に関する基準」によりホームページへの掲載、窓口での閲覧を行っている。「基準」の8に従い、「概要書」を作成している。当日配布資料等については、ホームページへの掲載容量の関係から、窓口での閲覧のみとしている。概要書、当日配布資料以外の情報について、市民が見たいという場合は「安曇野市情報公開条例」に基づき所定の手続きにより行う。

質疑応答

- ・無記名の場合は採決を行って何対何と数でなると思うが、それは、議事録、概要、もしくはホームページ上に載るのか。また、記名投票の場合は、賛成者、反対者氏名が同様に議事録、概要およびホームページ上に載るのか。(委員)
- 審議の案件が可決されたかどうかという点をホームページ上では掲載する予定であるので、氏名、何対何という形では公表しない予定。情報公開があった場合は、記名投票、無記名投票の用紙を資料として出さなくては行けないが、それは条件に従って、どこまで公表するか決める。(事務局)
- ・今まで退場していただいたが、抵抗はなかった。せっかく傍聴に来て結果をみるという関心度がある中で、退場させるのは問題と感じる。4番が一番よいのでは。(委員)
 - ・委嘱された時点で、市民に対して奉職する責務があるのに、無記名で投票することが、市民の皆様理解されるかどうか。その辺が気になる。(委員)
 - ・委嘱する際に「記名方式で行う」ということを断わっていても個人情報という方が勝るのかどうか。(委員)
- 委嘱をお願いする際そこまで明示していない。審議会のあり方、考え方によって変わってくる点もあると思う。本協議で決めていただくとよいと思っている。(事務局)
- ・記名投票も無記名投票もそうだが、採択に対してイエスかノーしかないのか。もしくは棄権ということもありうるのか。(委員)
- 棄権という形になると、白紙で出すということもありえる。(事務局)
- ・公開会議ということで、やはり傍聴に来る方は最後まで見たいと思う。議事録あるいは会議録、ホームページに名前を記して載せる場合、ここに係る関係機関の方の利害関係がどのようにあるのかが問題である。非常にシビアにもものを見ている方が多くいる。さきに言われた通り審議委員会を委嘱されているので記名でよいと思う。当該利害関係が今後どのように発生するか我々は考えていかなければならないと思う。私は個人としては2番がよい。(委員)
 - ・傍聴者は審議で賛成か反対か内容はわかる。採決はそれをふまえるので、賛成か反対か名前まで記名させる必要はない。(委員)
 - ・審議会の採決方法まず第1段として、4番の前段の議長による簡易採決。第2段は退席をさせて挙手採決をするという2段構えがよい。難しい案件については、いわゆる傍聴者がいた場合の守秘義務の問題もあり、審議の運営上の内容も詳しく出ていく。そういった場合に退席させ、しっかりと審議会の審議の確立をするという方法を取らざるを得ないのでは。(委員)

- ・ 会議要録の中で、「配布した資料の中で、第何ページ」と記載する時が必ずある。これでは何のことを言っているのかさっぱりわからない。配布資料のボリュームがかなり高いので、ハードウェア的に載せられないということであれば、少なくとも議事録に載る、資料の何ページというものは、ホームページに添付する必要がある。また、市の審議会、委員会の議事録は、氏名の記載、不記載など統一がとれていない。統一してほしい。(委員)
- 議事録を見るだけである程度理解できる概要書を作成するよう心がける。附属機関の公開に関する基準の8に従って概要書を作成するのが基本であるが、各審議会での運用はまちまちになっている。統一といったことについては、文書法規と協議したい。(事務局)
- ・ 録音があり、議事録を作成し、議事録及び会議録を作り、さらに概要書を作成するのは無駄なような気がする。土地利用市民検討委員会の時は、誰がどういう意見を持っているのが分かり、非常によかった。できればホームページを大きくしても議事録をそのまま載せたほうがいい。もしくは、細かく書かず、イエスカノーで、疑問とか整理されて書くのがよいのでは。(委員)
 - ・ 基本的には今情報公開の流れの中で、原則は全て公開するというのが大前提である。仮に氏名なり資料なりを公開しない形であれば公開しない理由を事務局側がきちんと明示する義務があり、そこが明確に言えないものについては、原則公開すべきである。(委員)
 - ・ 県とか長野市は、議事録作成を担当課の職員がやっているのか。本市の議会は委託していると思うが、委託を行うと、うちの審議会だけじゃなくて、全庁的な附属機関の審議会とか委員会での経費の問題も出てくる。(委員)
- 長野県の都市計画審議会は委託している。長野市、松本市、塩尻市については確認していない。市で全委員会を委託に出すというと全庁足並みをそろえていかなくてはならないが、予算もかかる。(事務局)
- ◎ 意見を持ち帰り、文書等担当部署とも再度調整して、具体的に回答できるよう整理をし、次回再度協議。

5. 報告

(1) 「松本都市圏総合交通計画」と「安曇野市都市計画道路整備方針」について

説明内容 (事務局説明)

(1-1) 松本都市圏総合都市交通計画について

- ・ 平成9年の3月に策定された、松本都市圏総合都市交通計画を見直し、平成20年から3年をかけ、平成23年3月に松本都市圏総合都市交通計画が策定された。
- ・ 今後ますます進行化する少子高齢化をふまえ、現在の都市構造の長所を生かし、国道19号をはじめとする幹線道路の整備を行いながら、車から、公共交通、徒歩自転車等への交通手段の転換促進を含め、望ましい交通体系の構造を構築することを方針としている。また、通勤目的の自動車交通のうちの2割を他の交通手段に転換し、過度に車に依存しない交通環境を実現することで、市街地流入による交通混雑は解決され拠点間の連携や交流が促進することを期待している。
- ・ これに実際実現に向けた5つの取り組みが1. 拠点集約型都市構造の維持・強化プロジェクト。2. まちのなかの快適交通環境づくりプロジェクト3. 公共交通の利

用促進プロジェクト、4. 拠点間連携を促進する道路網の構築プロジェクト5. みんなが支え合う交通システムづくりプロジェクト、とこのような5つの内容を考え、松本都市圏を構築する総合都市交通計画を策定した。

(1-2) 安曇野市都市計画道路の整備方針について

- ・ 安曇野市都市計画道路の見直し方針、市道幹線道路整備計画をふまえ、都市計画道路の整備をどのようにしていくかを市民へ説明するため、現在業務委託を行っている。
- ・ 松本都市圏パーソントリップ調査というデータをもとに平成42年の将来交通推計量をしている。また、全ネットワークが完成したらどのような効果が上がるのかという費用対効果を行う。また、交通量の関係、都市構造上の機能、防災機能、空間保全機能等といった観点から評価する。
- ・ 費用対効果では、本町通線という豊科の国道147号の効果が上がると記述されているが、これは都市計画道路の見直しの中で、国道147号の都市計画決定を16mに決定変更し、整備するのが望ましいとし、これを仮に実行した場合の結果である。県、国とは調整していない。御意見をお聞きしたい。
- ・ 各評価項目には、現在何も重み付けをしていないが、防災の面で強化して都市計画道路を優先的に整備していきたいということであれば、防災機能にウェイトおくことも考えられる。
- ・ 定性的な指標として、上位計画及び事業の関連性・連続性、地元の調整、市の財政的なものなど、数字では表せないものもこの中に含め、最終的に順位づけを行いたい。
- ・ 今後の予定はパブリックコメントを行い、最終的に都市計画道路の整備の方針を作成する。委員のご意見をお聞きしたい。

質疑応答

- ・ 平成42年の将来交通量推計がもとになっていると思うが、先般国交省のいろいろの推計値もかなり実施と違っているということであるが、今回は幹線道路計画、見直し方針、都市計画道路整備方針の時と3つ出ている。それぞれ前提条件が違っているので、さまざまな結果が出るのはやむを得ないが、この推計がきちんとなされているのか検証していただきたい。またこの評価項目で行うと、国道147号が高い値、つまり南北を優先的に整備しなさいという方向が見えてくる。ただし都市計画マスタープランや、幹線道路として市では、東西道路にできるだけ幹線一本作りたい、という話が出ていたので、定性的判断としてそういうことも検討いただきたい。(委員)
- 使っているデータが違うので、検証結果が異なるということが無いように確認を取りながら整合を取っていききたい。二つ目の方ですが、都市計画マスタープランにもあるが、東西道路ということもあるで、そういったものが最終的に定性的な項目として入ってくることも検討したい。(事務局)
- ・ 成相新田の区間の整備済みだが、16mの整備が望ましいとしている。そういうことを勘案して、計画変更により相生町線、栗ノ木線、南栗ノ木線、中央通線が廃止され、豊科駅の東側はすっきりとした区域となっている。まちづくりの手法の中で、安曇野市の中心市街地である豊科駅東側を最重点施策としてお願いしたい。(委員)

- ・松本都市圏だが、松本市と安曇野市は隣接しておりその位置づけは十分ご承知だと思う。県道小倉梓橋停線の先線は環状高家線を交差して梓川に橋をかけ、なんとしても松本市と地域の連携をしてほしいとお願いしたい。(委員)
- ・自転車道であるが、県の事業の見直し等でこの事業の促進を中止する記事が載っていた。もしこの計画を進めるにあたって、圏域間の重要なルートとして位置づけているならば、自転車道のルートについて促進をお願いしたい。(委員)
- ・松本都市圏都市交通計画には、安曇野市の都市マスで位置付けた環状線が反映されていない。こういう会議の中で強く打ち出し、計画に載らなければ、国道等道の整備・対応が遅れるということがあるので、強く要望したい。(委員)
- ・都市計画道路の整備方針で評価の重み付けであるが、若干商店、商業業務地区中心部の加点をしてよいのでは。それと災害避難路も加点ほうがよいのでは。(委員)

(2)「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」および「安曇野市景観条例」の運用状況について

説明内容(事務局説明)

(2-1)「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の運用状況について

- ・市民、土地・建物業者の方の理解のもと、大きなトラブルもなく事務が進んでいる。
- ・田園環境区域の開発が多い理由として、1つ目は経過措置(今まで農振除外をされてそのままになっていたところを1年間に限って基本計画に整合する内容にすること)の開発が出てきたこと。2つ目は事業所や個人の破産があり、そこが再開発・宅地分譲されるケース。3つ目は基本計画に整合する「3辺接続」等を市民あるいは、土地建物業者の皆さんが検証しながら、相談に来ていただいているため。
- ・特定開発とは、「基本計画の開発基準に定めのない開発事業で、まちづくりの目標像および基本方針に反しない開発事業であることの認定を受けることによって基本計画に整合する」ということになる事業である。申請件数が13件、開発の総面積が62,472㎡である。
- ・施行後1年となるが、条例に対する変更等は今のところ考えていない。必要があれば、5年後の見直しの中で変更していく。詳細な運用等については、整理し次年度から進めていきたい。

(2-1)「安曇野市景観条例」の運用状況について

- ・景観条例の12条の1項により、届出をしなければならないことになっている。届出件数は平成23年12月末時点で、536件、月60件程度が出されている。536件の中で、建築物の新築、建築物の増改築、移転が68%多くなっているというのが特徴。
- ・景観計画の中には、色に関する数値基準等あり、判断に迷った場合は景観審議会というものがあり、そこで判断を仰ぐが、今のところ536件すべて数値基準にも収まっている。意匠的にもこだわっているものはない。中には、既存の色に合わせたいので、マンセル値をちょっとオーバーしているもの、意匠的に形が六角形とか球体という相談もあったが、実際届出はされてこない。

質疑・応答

- ・ 一点目は、今回土地利用条例は田園地域におけるスプロールの抑制という意味合いがあったと思うが、実際条例施行前に比べて特に住宅系の件数、開発の面積に大きな変化があるのかないのか。二点目は、特定開発については住民等への説明会を経るということで、そういったことで特定開発上に何か懸案になるようなことがあったのか。三点目が、農振については1年間は経過措置という形になっているが、もうすぐ1年を迎えるが、今後農振の経過措置の扱いについてどのように考えているか。(委員)
- 条例施行前と施行後の住宅系の開発面積と件数だが、田園環境区域内では、若干減っていると思われる。ただ条例に起因するものなのか、今の経済情勢に起因するものなのか非常に捉えづらい。来年度もう一度経過措置のない状態でどのような相談があったか検証しないと一概には言えない。特定開発では判断には非常に苦慮するところがある。指針があるがそれだけでは判断できづらいところもある。ケースを積み重ねていく中で検討していきたい。農振の関係については、一度広報でお知らせしたため、相談件数が多い。合併後の除外案件についてはすべて通知を出した。相談があったものについて、今後どのように取り扱っていくか検討する。(事務局)
- ・ 農振除外された案件は原則として1年猶予があるが、既に農転をとっているものは、今後はどういう扱いになるか。(委員)
- 農転も農振の扱いと一緒にしていきたいと考えている。農業委員会側では農転の許可の取り下げというのはないということなので、そのあたりの整合性をどうするか、4月までに都市計画課、農業委員会とも相談し、検討したい。(事務局)
- ・ できれば前年比が、前年と比べると非常に増減が分かりやすかったが、条例が施行されたことよっての影響がどの程度あったのかというのが数値ではなかなか読めないのがちょっと難点である。景観の届出では単純に新築で360件くらいあるが、土地利用の承認申請の申請件数は全部で154件くらいということは、以前からの既存宅地もしくは、届け出だけが必要なもので処理されているのか。2つ目が開発面積の総合計は約18ha、国土利用計画では88haの新規開発地をしていきたいという計画だが、1年目で20%位開発している。これは計画通りになのか、この年だけの傾向なのか感想があればお聞きしたい。(委員)
- その差は届出であったり、届け出が不要といった案件数も含めているためである。それと国土利用計画新規80haという計画は、既に11.5haが開発面積とされているが、既に宅地になっているところもすべて面積に入っている。すべてが農地等からの新たな開発ということではない。そういった観点から検証もしてみたい。(事務局)

6. 閉会